

避難農業者経営再開支援事業事務取扱要領

避難農業者経営再開支援事業の実施にあたっては、福島県補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）、避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び避難農業者経営再開支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）の定めによるもののほか、細部の事務取扱について定めるものとする。

第1 事業実施計画の提出及び選定等

- 1 交付要綱に掲げる事業を実施しようとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、実施要領第5に基づき農業経営再開計画書（実施要領様式2別添）を作成し、原子力災害の発生時において居住していた原子力被災12市町村に提出する。
- 2 前項により農業経営再開計画書の提出を受けた原子力被災12市町村は、農業経営再開計画について、必要な調整及び確認を行い、実施要領第5に基づき事業実施計画（実施要領様式2）を作成し、事業実施計画承認申請書（実施要領様式1）と併せて、管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 3 所長は、前項の事業実施計画について、必要な指導及び調整を行い、別表の事業計画選定基準に基づき審査しポイントを付し、計画内容整理票（第1号様式別添）を作成するとともに、第1号様式により福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。
- 4 所長は審査の結果適当と認められる場合は、原子力被災12市町村に対し、予算の範囲内において、承認（実施要領様式3）を行うものとする。
- 5 事業実施にあたり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく確認、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づく確認、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）等に基づく届出、許可を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより当該許可等を得るものとする。

第2 補助金の割当内示

- 1 部長は、前項により各農林事務所長から提出があった計画内容整理表（第1号様式別添）を集計するとともに、ポイント数や地域性等を考慮し、予算の範囲内で所長に対し補助金の割当内示を行うものとする（第2号様式の1）。
- 2 所長は、配分された補助金額の範囲内で、原子力被災12市町村に対し、補助金額を割当内示するものとする（第2号様式の2）。

第3 補助金交付申請書の提出

原子力被災12市町村は、第2の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に所長が指示する日までに交付要綱第3条による交付申請書を所長に提出するものとする。

第4 補助金の交付の決定

- 1 所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、原子力被災12市町村に対し交付決定通知書（第3号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

第5 事業の実施

1 事業の着手

- (1) 補助対象事業は、原則として補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものとし、原子力被災12市町村は、本事業に着手したときは、速やかにその旨を第4号様式により所長に届け出るものとする。ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、原子力被災12市町村は、次の3つの条件を承諾の上、あらかじめ指令前着手届（第5号様式）を所長に提出するものとする。
 - ア 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
 - イ 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。
 - ウ 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。
- (2) 前号のただし書きにより指令前に着手する場合には、原子力被災12市町村は、指令までの損失等について、自らで負担することを了知の上で行うものとする。
- (3) 所長は、指令前着手について事前にその理由等を十分に検討して最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うものとする。

2 事業の実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、入札又は見積もり合わせなどにより事業費の低減に努めるものとする。
- (2) 事業の施行方法は、直営施行、請負施行及び委託施行のいずれかによるものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、事業実施計画書、仕様書及び設計図に基づき、直接材料の購入や人夫の使役等を行い所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理にあたらせることにより、事業の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収・受払・使役人夫の出面の確認を確実にを行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により実施状況を明確にするものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め事業実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、指導監督及び検査等は次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に請負人に工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に

あたらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせるものとする。

(イ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、竣工検査を行ったうえで引渡しを受けるものとする。

この場合、竣工検査に合格しないときは、請負人に期間を定めて手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、当該事業の目的、内容を踏まえて、かつ、適正な契約手続きに基づき選定された受託者と工事の委託契約を締結し、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、法人の場合、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

3 会計経理

会計経理は次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象事業費は他の経理と区別して行うものとする。
- (2) 事業費の支払いには契約人からの支払い請求に基づき出来高を確認のうえ行うものとし、その都度領収書を受領すること。
- (3) 金銭の出納は金銭出納簿を設けて行い、現金取扱いを避け金融機関の貯金口座で処理すること。
- (4) 領収書等金銭の出納等に関する資料は項目別、日付順に整理し、処理顛末を明確にしておくこと。

第6 事業実施計画の変更等

原子力被災12市町村は、交付要綱別表に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、交付要綱第5条に基づいて行うものとする（交付要綱第2号様式）。

なお、交付要綱第4条第1項に規程する軽微な変更を行う場合には、所長に速やかに提出するものとする。（実施要領様式4）

- 2 原子力被災12市町村は、諸般の事由により、補助事業が予定の期間内に終了せず、又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所長に報告しその指示を受けるものとする。

また、報告を受けた所長においても、速やかに部長に報告しその指示を受けるものとする。

第7 完了報告書

事業実施主体は、工事を伴う補助対象事業が完了したときは、しゅん工検査を行い、原子力被災12市町村に速やかに報告し、報告を受けた原子力被災12市町村は所長に速やかに避難農業者経営再開支援事業補助金のしゅん工届（第6号様式）を提出するものとする。

- 2 事業完了に伴い工事完了届、建築基準法に基づく届出、使用承認等を必要とする場合は、事業実施主体は関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続きを行うものとする。

第8 実績報告書

原子力被災12市町村は、補助事業が完了したときは、交付要綱第9条による実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

- 2 工事を伴う補助事業にあつて、前項の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。

第9 成果確認検査

所長は、原子力被災12市町村から実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

第10 補助金の額の確定

所長は、前項の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。補助金の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和51年8月20日付け51農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

第11 関係書類の整備

事業実施主体及び原子力被災12市町村は、補助事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整備、保管しておくものとする。

- 1 予算関係書類
 - (1) 事業実施に関する会議（議会）等の議事録
 - (2) 予算書及び決算書
 - (3) 分（負）担金、賦課明細書
 - (4) その他
- 2 事業施行関係書類
 - (1) 直営施行の場合
 - ア 入札願末書類
 - イ 物品、資材等購入、検収及び受払簿
 - ウ 貸金台帳、労務出面簿
 - エ 工事日誌及び工事経過写真
 - オ その他
 - (2) 請負施行の場合
 - ア 実施設計書、出来高設計書
 - イ 入札願末書類
 - ウ 請負契約書
 - エ 工事着工、完了届及び工事経過写真、工事日誌
 - オ その他
 - (3) 委託施行の場合

- ア 委託願末書類
 - イ 委託契約書
 - ウ 工事着工、完了届及び工事経過写真、工事日誌
 - エ その他
- 3 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
 - (2) 分(負) 担金徴収台帳
 - (3) 証拠書類(見積、請求、領収書及び借用書等)
 - (4) その他
- 4 往復文書
- 補助事業に係る計画協議から実績に至るまでの書類
- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理、運営規定又は利用規定
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他

第12 農業用機械、施設等の管理

事業実施主体は、事業によって取得した農業用機械、施設等は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

1 管理主体

農業用機械、施設等の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、農業用機械、施設等の状況を明確にするため、農業用機械、施設等財産の種類、所在、構造、価格及び取得年月日等を記載した「補助金等交付事務の取り扱いについて」(昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知)に基づく財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、農業用機械、施設等ごとに管理規定又は利用規定を定めて適切な管理を行うこと。

なお、当該農業用機械、施設等の管理又は利用規定は次の事項を含むものとする。

ア 目的

イ 農業用機械、施設等の種類、構造、規模、型式及び数量

ウ 農業用機械、施設等の所在

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 使用料に関する事項

ク 農業用機械、施設等の保全に関する事項

ケ 農業用機械、施設等の償却に関する事項

3 増改築等に伴う手続き

事業実施主体は、農業用機械、施設等について、その処分制限期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、財産処分として、当該農業用機械、施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、原子力被災12市町村あてに届け出るものとし、届出を受けた市町村は、

必要性を検討の上、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、第7号様式により所長に申請し、承認を受けなければならない。

また、所得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を県に納付させることがある。

- 4 事業実施主体は、事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替えをしようとするときは、原子力被災12市町村あてに届け出るものとし、届出を受けた市町村は、所長あてにそれぞれ必要性を検討の上、第8号様式により届け出るものとする。

第13 災害の報告

事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに原子力被災12市町村に届け出るものとし、届け出を受けた市町村は第9号様式により、速やかにその旨を所長に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、災害程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、所長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- 2 補助事業によって取得し又は効用の増加した農業用機械、施設等について、耐用年数期間内に天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体は直ちに原子力被災12市町村に届け出るものとする。届出を受けた市町村は当該農業用機械、施設等の被害状況を調査確認し、遅延なく調査の概要及び対応措置等を付し第10号様式により、所長に報告するものとする。

附 則

この運用は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

別表

避難農業者経営再開支援事業 事業計画選定基準

1 必須要件

事業実施主体及び農業経営再開計画の内容等が、実施要領第2に規定する要件を満たすこと。

2 事業計画のポイント付け

以下の基準によりポイント付け、応募内容整理票（様式1別添）に整理する。

なお、同ポイントの場合には、（1）ア 震災前と現状の比較のポイントが高い方を上位とする。

（1）農業経営再開計画の内容によるポイント付け

ア 震災前と現状の比較（最高20ポイント）

内 容：営農再開計画書（実施要領様式2別添）1の（1）に記載する震災前と現状の比較

販売金額の回復の割合に応じてポイントを加算

計算式： $20 - (\text{現状の販売金額(千円)} \div \text{震災前の販売金額(千円)}) \times 20$

※小数点以下切り捨て 上限20ポイント

※震災前の販売金額は、平成23年3月11日以前の直近の決算額。ただし、同決算額が例年よりも高額であった場合は、同決算年を含む直前の3ヵ年の決算額の平均でも可

イ 販売金額の増加（最高15ポイント）

内 容：営農再開計画書（実施要領様式2別添）1の（1）に記載する現状と目標の販売金額の増加

販売額が10万円増加する毎に1ポイントを加算

計算式： $(\text{目標の販売金額(千円)} - \text{現状の販売金額(千円)}) \div 100$

※小数点以下切り捨て 上限15ポイント

※事業実施年度に農業経営を開始する場合は、現状の販売金額を「0千円」とする。

（2）農業経営を再開する地域に対するポイント付け

福島県内で農業経営を再開する場合等、10ポイントを加算

（3）将来的な帰還する意向に対するポイント付け

将来的に原子力被災12市町村内に帰還して営農する意思があることを避難元市町村が認める場合、10ポイントを加算

（4）その他

ア 認定農業者である場合、5ポイントを加算

イ 農地中間管理機構を活用（又は農地中間管理機構が行う借受希望者の公募に申請済み）の場合、5ポイントを加算

(第1号様式)

番 号
年 月 日

農林水産部長

〇〇農林事務所長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業実施計画について（送付）

このことについて、別紙のとおりお送りします。

(注) 資料として、事業実施計画書の写し、事業計画内容整理表（第1号様式別添）を添付する。

第2号様式の1

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農 林 水 産 部 長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業補助金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり割当内示をしますので、事業執行については、適正に処理されるよう願います。

記

項目	既内示額	今回内示額	計
【事業実施主体名】			
合 計			

第2号様式の2

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

福島県〇〇農林事務所長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業補助金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり補助金が交付される見込みなので、避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき交付申請書を提出してください。

記

1 内容

事業実施主体名	割当内示額	備 考
	円	

2 提出期限 年 月 日

第3号様式

交付決定通知の書例

福島県指令〇〇第〇〇号

〇〇市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のあった〇〇年度避難農業者経営再開支援事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

〇〇年〇月〇日

福島県〇〇農林事務所長 印

〔事業の目的及び内容〕

（申請どおり決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった避難農業者経営再開支援事業補助金とし、その内容については、申請書のほ場事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった避難農業者経営再開支援事業補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	補助事業に要する経費	補助金額
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円

[額の確定]

- 4 補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記3の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

[交付条件]

[交付関係を規制する要綱等の引用]

- 5 補助事業者は、別表に掲げる要綱等に従わなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。
- ア 補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

[消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合]

- (3) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。
- ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱第9条第3項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに当該金額を県に返還しなければならない。

[財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合]

- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は

一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

- (7) 補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

[申請の取り下げのできる期日]

- (8) 県交付要綱第6条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(別表)

法令等名	年月日番号等	備考
福島県補助金等の交付等に関する規則	昭和45年10月27日 福島県規則第107号	
避難農業者農業経営再開支援事業補助金交付要綱	平成29年5月19日29農支第318号 福島県農林水産部長通知	
避難農業者農業経営再開支援事業実施要領	平成29年5月19日29農支第319号 福島県農林水産部長通知	
避難農業者農業経営再開支援事業事務取扱要領	平成29年5月19日29農支第319号 福島県農林水産部長通知	

(第4号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業着手届

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業に基づく事業を下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

- 1 施行又は設置場所
- 2 施行者
- 3 施行方法
- 4 事業量
- 5 事業費
- 6 補助金
- 7 着手年月日
- 8 完了予定年月日

(第5号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業の指令前着手届

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業に基づく事業について、下記により当該事業を着手したので届け出ます。

記

1 理由

2 事業計画

着手予定年月日

完了予定年月日

3 指令前着手の条件

- (1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議ありません。
- (2) 補助金交付決定前に事業計画を変更しません。
- (3) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は、全額自己負担で復旧します。

(第6号様式)

番 年 月 日
号 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業補助金のしゅん工届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工場所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

(第7号様式)

番 年 月 日 号

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業で取得した施設等の処分
(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保等)承認申請書

〇〇年度事業で取得した施設等について、下記により処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保等)する必要が生じ、その内容を検討したところ事情やむを得ないと認められるので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 処分等の理由
- 2 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 3 取得年度
- 4 処分の内容
処分時期、処分方法、処分後の利用計画、処分に伴う条件等、所要経費
- 5 その他必要と認めるもの

(添付書類)

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 管理運営規定
- 3 事業実施計画書の写し
- 4 事業実績報告書の写し又は最近3か年の施設の利用状況
- 5 現況図面又は写真

(第8号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業で取得した施設等の増築
(改築、移転、更新、模様替え等) 届

〇〇年度で取得した施設等について、下記により増築(改築、移転、更新、模様替え等)したので届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 3 取得年度
- 4 増築等の計画及び事業費等

(第9号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業で（実施中の）取得した施設等の
災害報告書

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業で取得した施設等が、下記のとおり被災したので報告します。

記

- 1 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 2 取得年度
- 3 災害の概要
 - (1)災害の種類
 - (2)被災年月日
 - (3)災害の程度（被災時の工事の進捗度）
 - (4)被害見積価格（復旧可能なものにあつては復旧見込み額）

(第 10 号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業で取得又は効用の増加した
施設等の災害報告

〇〇年度において避難農業者経営再開支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害により被災したので、報告いたします。

記

1 被災機械・施設の概要

- (1) 機械・施設の名称
- (2) 機械・施設の所在地
- (3) 機械・施設の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費（うち補助金）

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
- (2) 被災の程度
- (3) 被災施設の収支等
施設等の取り壊しなどの概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 福島県知事が必要と認める書類